

● 規程改正の概要

要 旨	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>県に準じ、最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、職員の休暇制度について所要の改正を行う必要がある。</p> <p>○ 改正内容 次の（１）（２）の休暇制度を創設する。</p> <p>（１）学校行事参加休暇 ・ 中学校修了前の子が在籍する学校等が実施する行事（※）に職員が参加するための休暇制度 ※ 授業参観、三者面談、入学式・卒業式、運動会等 ・ 取得できる日数は、年 2 日（子 3 人以上年 3 日）以内とする（日・時間単位での取得）。</p> <p>（２）不妊治療休暇 ・ 職員が不妊治療を受けるための休暇制度 ・ 取得できる日数、年 6 日以内とする（日・時間単位での取得）。</p>
施行期日	令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表（令和2年4月1日施行）

新		旧																																					
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院職員就業規則第23条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第1条に定める職員及び地方独立行政法人特別職非常勤職員規程第1条に定める職員 を除く。）の勤務時間、休日及び休暇等に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院職員就業規則第23条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構臨時職員等就業規則第1条に定める臨時職員等及び地方独立行政法人非常勤嘱託等就業規則第1条に定める非常勤嘱託等を除く。）の勤務時間、休日及び休暇等に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">特別休暇の種類</th> <th style="width: 30%;">事由</th> <th style="width: 20%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>9 不妊治療休暇</td> <td>職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められるとき</td> <td>1 期間は、1の年における期間とし、6日以内 2 1日又は1時間を単位とする。 (ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該</td> </tr> </tbody> </table>	特別休暇の種類	事由	期間	1～8 略	略	略	9 不妊治療休暇	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められるとき	1 期間は、1の年における期間とし、6日以内 2 1日又は1時間を単位とする。 (ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該	<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">特別休暇の種類</th> <th style="width: 30%;">事由</th> <th style="width: 20%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	特別休暇の種類	事由	期間	1～8 略	略	略	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別休暇の種類	事由	期間																																					
1～8 略	略	略																																					
9 不妊治療休暇	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められるとき	1 期間は、1の年における期間とし、6日以内 2 1日又は1時間を単位とする。 (ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該																																					
特別休暇の種類	事由	期間																																					
1～8 略	略	略																																					
—	—	—																																					
—	—	—																																					
—	—	—																																					
—	—	—																																					
—	—	—																																					
—	—	—																																					
—	—	—																																					

		<p>残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。)</p> <p>3 1時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第16条第9項の規定を準用する</p>		
10~13 略	略	略	略	略
14 学校行事参加 休暇	<p>中学校修了前の子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校)が実施する行事その他理事長が必要と認める行事に限る。)に参加</p>	<p>1 期間は、1の年における期間とし、2日(中学校修了前の子が三人以上の場合にあっては、3日)以内。</p> <p>2 1日又は1時間を単位とする。(ただし、当該休暇の残日数の</p>		

	<p>するため、勤務しないことが相当であるとき認められる</p>	<p>すべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。)</p> <p>3 1時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第16条第9項の規定を準用する</p>			
15~22 略	略	略	13~20 略	略	略

附 則 (令和元年規程第●号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規程第●号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。